

「ReCADemy」採用支援サービス利用規約

この規約(以下「本規約」という。)は、株式会社プロシーズ(以下「当社」という。)が提供する採用支援サービス「ReCADemy」(以下「本件サービス」という。)の利用に関する条件を、人材を採用したい本件サービスを利用する企業・団体等(以下「求人企業」という。)と当社との間で定めるものである。

第1条(本件サービスの内容)

1. 当社は、求人企業に対し、以下の内容のサービスを提供する。

ReCADemyとは、CADを使ったお仕事を目指す方への『CAD学習×就転職サービス』である。人材を採用したい企業がReCADemyに登録すると、CADを学習している会員の学習状況やプロフィールが閲覧でき、本件サービスが提供する連絡機能を使って人材のスカウトを行うことができる。

2. 求人企業は、別途当社が指示する方法に従って、本件サービスを利用するものとする。

3. 当社は、その独自の判断により、本件サービスの内容の追加、修正、変更、削除を行うことができる。

第2条(会員との連絡)

1. 求人企業は、本件サービスに登録してこれを利用する求職者(以下「会員」という。)に対して、本件サービスが提供する。

求人企業が会員に対して採用スカウトのメッセージを送ったり、ユーザーとのやりとりをすることができる連絡機能(以下「スカウト機能」という。)を用いて連絡をすることができる。

2. 求人企業と会員との間のやり取りの内容については、原則として当社は閲覧しない。ただし、本契約の履行状況の確認、その他本契約上必要な場合には、求人企業への事前の通知無くやり取りの内容を閲覧する場合があることを、求人企業は承諾する。

3. 求人企業は、本件サービスを使用せずに会員と直接連絡をとってはならない。ただし、本件サービスが提供する連絡機能を一回以上使用し、かつ、会員自らが直接連絡をとることを希望して求人企業に対して連絡先を通知した場合は、この限りではない。

第3条(会員との関係)

1. 会員の採否の判断その他求人企業と会員との関係に関する一切については、求人企業が全て責任を負うものとし、当社は一切関知せず、責任を負わない。

2. 求人企業は、会員の採用及び採用後の処遇については、法令、労働基準監督署の指導、その他の定めに従って合法的に行うものとし、そのために必要な措置を自らの責任で講ずる。

第4条(採用の報告)

1. 本件サービスに起因して会員の雇用が成立した場合、求人企業は当社に対して、速やかに当該会員の氏名、雇用形態、雇用契約年月日を報告するものとする。

2. 前項の雇用が成立した場合とは、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト、その他雇用形態の如何を問わず、以下のいずれかの状態に至った場合をいう。以下、本契約において同様とする。

① 求人企業が自社で雇用する場合: 会員と求人企業とが雇用契約を締結したとき。

② 求人企業が人材紹介会社の場合: 会員が紹介先の会社と雇用契約を締結したとき。

③ 求人企業が派遣会社の場合: 会員と求人企業とが雇用契約を締結したとき。(派遣の形態を問わない。)

第5条(サービス利用料)

1. 求人企業は当社に対し、下記料金プランから選択し、本件サービスを利用する。

①スカウトプラン

求人企業は当社に対し、本件サービスのスカウト機能を通して雇用が成立した場合、雇用が成立した会員1名あたり、以下の金額を支払う。

雇用形態	会員が選択するコース・講座	金額(税別)
正社員、契約社員	「ARCHICAD」「Revit」等BIMを含むコース・講座	500,000円
	上記以外	300,000円
派遣社員、パート・アルバイト	指定なし	100,000円

②紹介プラン

当社から求人企業に会員を紹介して雇用が成立した場合、雇用形態に関わらず、雇用が成立した会員1名あたり、理論年収の25%の金額を支払う。

③月額プラン

求人企業は当社に対し、本件サービスのスカウト機能の月額の利用金額を支払うことで、本件サービスを利用することができる。雇用が成立した場合でも別途金額は発生しない。

毎月 50,000円

但し、求人企業が毎月、受講生に連絡できる人数は25人までとする。

2. 前項のサービス利用料は、原則として月末締め翌月末払いとし、求人企業は当社に対し、当社からの請求書及び指定する支払方法に従って支払う。

3.スカウトプランまたは紹介プランで本件サービスを利用した場合、会員が入社後、自己都合により1ヶ月以内に退社した場合、当社は求人企業にサービス利用料の一部を返還するものとする。

①1ヶ月以内に退社した場合、サービス利用料の50%を返還

②2ヶ月以内に退社した場合、サービス利用料の30%を返還

③3ヶ月以内に退社した場合、サービス利用料の10%を返還

第6条(禁止事項)

求人企業は、本件サービスに関して下記の各行為を行ってはならない。

(1)会員に対して、虚偽又は不正確な情報を提供する行為。

(2)会員、他の本件サービス利用者若しくは第三者を誹謗中傷、脅迫、強要する行為又はそのおそれのある行為。

(3)会員、他の本件サービス利用者若しくは第三者の所有権、知的財産権、名誉、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為。

(4)本件サービスを通じて入手した情報を、方法の如何を問わず採用活動以外の目的で利用する行為。

(5)本件サービスと同種のサービスの利用又は登録等を会員に促す行為。

(6)採用自体を条件として会員に対し経済的利益を供与し又は供与を約束する行為。

- (7)採用以外の目的で会員に対して連絡をする行為。
- (8)本件サービスの運営を妨げる行為。
- (9)当社の信用若しくは名誉を毀損する行為又はそのおそれのある行為。
- (10)当社及び本件サービスに対する誹謗中傷、脅迫、強要その他当社及び本件サービスの正常かつ円滑な業務に支障をきたす行為又はそのおそれのある行為。
- (11)犯罪又は犯罪に結びつく一切の行為。
- (12)公序良俗に反する一切の行為。
- (13)法令に反する行為又はそのおそれのある行為。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、求人企業に対し、会員の個人情報を提供する場合がある。提供する個人情報の種類については、当社が定める。
2. 求人企業は、当社より提供された個人情報を第三者に漏洩してはならず、また、個人情報を善良なる管理者の注意義務に基づき管理するものとし、管理に必要な措置を自らの責任と負担において講ずるものとする。
3. 求人企業は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。
4. 求人企業は、当社から要求された場合は、速やかに提供された個人情報の消去、廃棄、その他の処分を行うものとする。

第8条(秘密情報の取り扱い)

1. 当社及び求人企業は、本件サービスの提供又は利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨を指定して開示した情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、当社及び求人企業は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
 - ① 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
3. 当社及び求人企業は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
4. 当社及び求人企業は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき当社及び求人企業が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

第9条(本件サービスの停止)

1. 当社は、次の事由が生じた場合には、本件サービスの提供を停止することができるものとする。
 - ① システムの保守又は工事のため、やむを得ないとき。
 - ② システムの障害などのため、やむを得ないとき。
 - ③ クラッキングなどのためサーバに損害が及ぶと当社が判断したとき。
 - ④ 本件サービスを提供するために当社求人企業又は会員が利用する電気通信事業者の電気通信サービスに支障が発生したとき。
 - ⑤ 会員からのアクセスが輻輳するなど、システムの容量を超える利用がなされたとき。
 - ⑥ 天災地変その他不可抗力によりサービス提供が困難なとき。

2. 当社は、前項の場合において本件サービスの提供を停止したことに関して、求人企業に対して如何なる責任も負わないものとする。

第10条(免責等)

1. 当社は、求人企業に対し、本件サービスの利用による採用の確実性、及び会員に関する情報の正確性、能力、目的適合性、その他本件サービスの効果、会員の内容、素性等について、一切の保証をしない。
2. 当社は、求人企業と会員その他の第三者との間のトラブルについては、一切の責任を負わない。
3. 当社は、本件サービス上の会員のデータ・情報、及び会員と求人企業との間で交換する一切のデータ・情報に関しては、一切の責任を負わないものとする。これらに起因して又はこれらの不存在に起因して求人企業又はその他の第三者に紛争・損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとする。

第11条(権利)

1. 本件サービスに係るウェブサイト、プログラム、マニュアル、関連資料、商標、会員に関連する情報(受講ログ、受講内容、個人情報等を含むがこれに限られない)、その他本件サービスに関連する一切の権利は、当社、会員又はその他の権利者に留保される。
2. 求人企業は、本契約に定める条件に従って本件サービスを利用する権限を許諾されるものであって、前項に定める権利の譲渡又は独占的利用が許諾されるものではない。

第12条(解除)

1. 当社は、求人企業が以下の事由の一に該当する場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 契約の条項に違反した場合
 - ② 虚偽の情報を提供した場合
 - ③ 会員について本件サービスを介さずに雇用した場合
 - ④ ③の他、当社が定める本件サービスの利用規則に違反した場合
2. 当社又は求人企業は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 重大な過失又は背信行為があった場合
 - ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ その他本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
3. 当社又は求人企業は、第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び求人企業は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及び求人企業は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び求人企業は、相手方が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

第14条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに求人企業、当社双方から何ら終了の意思表示が無い場合、本契約の有効期間は1年間延長されるものとし、以降についても同様とする。

2. 本契約が解除、期間満了、その他の理由により終了した場合であっても、第3条、第5条第3項、第7条から第11条、第12条第3項、第13条第3項、本条本項、及び第18条は有効に存続するものとする。

第15条(譲渡禁止)

当社及び求人企業は、相手方の事前の書面による承諾なくして本契約上の地位並びに本契約に関連して発生する一切の権利及び義務を、第三者に譲渡、継承し、又は担保の目的に供してはならない。

第16条(契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、当社・求人企業間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第17条(準拠法及び管轄)

本契約の準拠法は日本国法とし、本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第18条(協議)

本契約に定めのない事項、又は本契約について当社と求人企業で解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

最終更新日：2020年12月01日